

平成 28年 8月 1日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

地方を応援する企業版ふるさと納税

(地方の活性化事業に寄附をした場合の税額控除)

個人の間でふるさと納税制度がありますが、法人にも同様の制度がありますのでご紹介します。

1. 企業版ふるさと納税の前提要件

- (1) 企業版ふるさと納税は地域再生計画の認定を受けている自治体が対象です。
- (2) 寄附金の最低額は10万円です。
- (3) 寄附ができる自治体(地方公共団体)に制限があります。
 - ① 地方交付税の不交付団体であること。
 - ② 市町村の場合その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること
 - ③ 企業の主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は対象外。

以上のことから、財政的に豊かな地方公共団体への寄附は対象外と言うことになります。

2. 企業版ふるさと納税の寄附の仕方(基本的には個人が寄附する場合と変わりません)

- ① ふるさと納税に対応した地方公共団体に申し込みをして納税をします。
- ② 寄附をすると地方公共団体からの特典や特産品などがもらえる場合が有ります。
特典や特産品を受け取った場合には時価で帳簿に「受贈益」として計上することになります。
- ③ 申告の際に必要なとなりますので「寄附金受領証明書」を受けとります。

3. ふるさと納税は次の税額控除が受けられます

法人住民税及び法人事業税において次の割合の税額控除が受けられます。

- ① 寄附金額の20%を法人住民税から税額控除(法人税割額の20%が限度)
- ② 寄附金額の10%を法人事業税から税額控除(法人事業税額の20%が限度)

また、上記のうち法人住民税からの控除額が限度額に満たない場合には、青色申告書を提出する法人については確定申告書に所定の書類を添付することで、法人税額からの税額控除を受けることができます(ただし、寄附金額の10%、法人税額の5%が限度となっています)。

4. 企業がふるさと納税(寄附)をした場合のメリットは有るのか無いのか

支出を伴いますが全額損金処理(特定寄附金に該当)する事により法人税等の実行税率約30%と寄附金による税額控除30%と併せて60%ほどの節税効果は有ると考えます。

また、企業のイメージアップと同じ税金を払うのであれば寄附先の自治体を支援することで喜んでもらい、税金が見える形で有効に使って頂けるという大きなプラス要素にはなると思います。

※ 詳しい事は自治体により取り扱いが異なる場合がありますのでホームページ等でご確認下さい。